



# 長野県報

11月24日(木)  
平成23年  
(2011年)  
第2322号

## 目 次

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (健康長寿課介護支援室) .....	1
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) .....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	2

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課) .....	3
一般競争入札(4件)(道路管理課) .....	3
一般競争入札(7件)(河川課) .....	7
一般競争入札(こども・家庭課) .....	12

## 告 示

### 長野県告示第789号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年11月24日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 指定居宅サービス事業者

##### (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社アップル	アップル訪問介護事業所	千曲市屋代1723	平成23年11月16日

##### (2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社ウェルネスライフ	あさがお千曲	千曲市上徳間606番地3号	平成23年11月16日

##### (3) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社あいしん	株式会社あいしん	松本市大字新村字道添2345番地	平成23年11月16日

##### (4) 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ソーシャル・ネットワーク	ヴィズ諏訪	諏訪市中洲5853-3	平成23年11月16日

#### 2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社まるご生活応援センター	居宅介護支援事業所まるご生活応援センター	上田市下丸子1番地26	平成23年11月1日

#### 3 指定介護予防サービス事業者

## (1) 介護予防訪問介護

事業者の名称 合同会社アップル	事業所の名称 アップル訪問介護事業所	事業所の所在地 千曲市屋代1723	指定した年月日 平成23年11月16日
--------------------	-----------------------	----------------------	------------------------

## (2) 介護予防通所介護

事業者の名称 有限会社ウェルネスライフ	事業所の名称 あさがお千曲	事業所の所在地 千曲市上徳間606番地3号	指定した年月日 平成23年11月16日
------------------------	------------------	--------------------------	------------------------

## (3) 介護予防福祉用具貸与

事業者の名称 株式会社あいしん	事業所の名称 株式会社あいしん	事業所の所在地 松本市大字新村字道添2345番地	指定した年月日 平成23年11月16日
--------------------	--------------------	-----------------------------	------------------------

## (4) 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称 株式会社ソーシャル・ネットワーク	事業所の名称 ヴィズ諏訪	事業所の所在地 諏訪市中洲5853-3	指定した年月日 平成23年11月16日
----------------------------	-----------------	------------------------	------------------------

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第790号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県長野建設事務所において縦覧に供します。

平成23年11月24日

長野県知事 阿部 守一

## 1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 斑尾川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成23年11月24日

## 3 廃川敷地等の位置

上水内郡飯綱町大字芋川字上ノ田6153-22及び6153-24地先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 222.96平方メートル

## 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

**長野県安曇野建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年12月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月24日

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 穂高明科線

## 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高4473番の11地先から 安曇野市穂高北穂高105番の3地先 まで	旧	m 7.0~21.3	km 0.3224
同上	新	m 7.0~21.3 7.0~18.7	km 0.3224 0.3432

道路管理課

**長野県安曇野建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年12月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年11月24日

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂

## 1 路線名 穂高明科線

## 2 供用を開始する区間

安曇野市穂高4473番の11地先から

安曇野市穂高北穂高105番の3地先まで

## 3 供用を開始する期日 平成23年11月24日

道路管理課

長野県安曇野建設事務所長 中山 茂